

鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の安全安心の確保と住環境の改善及び良好な景観の維持を図るため、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第14条第1項に規定する助言又は指導、鹿屋市空家等の適正管理に関する条例（平成24年鹿屋市条例第2号。以下「条例」という。）第6条に規定する助言、指導若しくは勧告又は第7条に規定する命令又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第8条第1項の規定を遵守するように指導を受けた、市内に所在する危険空家に対し、解体及び撤去に係る経費又は安全対策上必要な措置に係る経費の助成として、予算の範囲内において鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、解体撤去業者とは、市内に本店、営業所、事務所その他これに類似する施設を有し、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第一の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくはとび・土木工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項の登録を受けた者で、同種構造、同規模の解体等実績がある者をいう。

(補助の対象となる空家)

第3条 補助金の交付の対象となる空家は、次の各号のいずれにも該当する空家とする。

- (1) 法に基づき市から助言又は指導の対象となったもの（ただし、法に基づき市から勧告以上の措置を受けたものは除く。）
- (2) 条例に基づき市から助言、指導、勧告又は命令の対象となったもの
- (3) 公共事業等の補償の対象となっていないもの
- (4) 所有権を除く物権又は賃借権が設定されていないもの
- (5) 別表第1の基準により130点以上の評点があるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に所在する危険空家の所有者若しくはその相続人又は所有者から当該危険空家の解体及び撤去について委任を受けた者であること。
- (2) 解体及び撤去に際し、解体撤去業者を利用すること。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 解体及び撤去後の跡地利用の計画があること。

2 前項に規定する補助対象者のうち、次に掲げる者には補助金を交付しないものとする。

- (1) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年条例第19号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員が世帯員にいる者

(補助対象工事)

第5条 補助の対象となる工事は、解体撤去業者が行う危険空家の解体撤去工事（以下「解体

撤去工事」という。)で、当該工事に要する経費が30万円以上であるものとする。

- 2 解体撤去工事に要する経費は、総工事費から建物の解体撤去に要しない経費(家財道具、機械、車両等の移転又は処分費用)を除いた額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税を含む。)とする。
- 3 解体撤去工事期間が、原則として3か月以内に完了する計画の工事であるものとする。
- 4 特に危険度が高く、緊急な対応が必要であると市長が認める危険空家は、安全対策上必要な措置の経費について、補助の対象とすることができる。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、解体撤去工事に要する経費の3分の1以内の額とし、その上限額は30万円とする。

- 2 前条第3項に規定する安全対策上必要な措置に対する補助金の額は、その措置に要する経費の2分の1以内の額とし、その上限額は10万円とする。この場合において、安全対策上必要な措置を講じた危険空家が、改めて、解体撤去工事に係る補助金の交付申請を行う場合の上限額は、30万円から安全対策上必要な措置に対する補助金として決定された補助金の額を控除した額とする。
- 3 前2項の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を補助金の額とする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、工事着手前に、鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 危険空家の位置図
- (2) 工事見積書
- (3) 工事着手前の現況写真
- (4) 相続人が申請する場合は、所有者の戸籍謄本又は除籍謄本
- (5) 委任を受けた代理人が手続をする場合は、所有者又は相続人の委任状
- (6) 登記事項証明書、固定資産家屋証明書又は固定資産税台帳記載事項証明書
- (7) 市税に滞納がない証明書
- (8) 誓約書(別記第2号様式)
- (9) 補助対象工事を行う建設業者の建設業許可証の写し又は建設リサイクル法第23条第2項の規定による通知の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

- 2 危険空家の所有者と当該危険空家の所在する土地の所有者が異なるときは、前項に掲げる書類に加え、当該土地の所有者の鹿屋市危険空家解体撤去工事に係る同意書(別記第3号様式)を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条に規定する申請の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金を交付することを決定した者に対しては鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により、交付しないことを決定した者に対しては鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金不交付決定通知書(別記第5号様式)により、それぞれ通知

するものとする。

3 市長は、前項の規定による交付決定をするときは、交付決定通知を受けた日から起算して原則3か月以内に補助対象工事を完了することを条件として付するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象工事が完了したときは、当該工事の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金実績報告書（別記第6号様式）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 解体撤去工事請負契約書の写し
- (2) 工事完了写真
- (3) 工事を行った者の工事完了証明書
- (4) 廃棄物処理に関する処分証明書類の写し
- (5) 支出証拠書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の一部又は全部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 補助対象空家の存した敷地において、条例第6条第2項の勧告を受けたとき。

2 市長は前項の規定により、補助金の交付の決定を取り消したときは、鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金交付決定取消通知書（別記第7号様式）により交付決定者に対し通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、鹿屋市危険空家解体撤去工事補助金返還請求書（別記第8号様式）により既に補助した額の全部又は一部を返還させることができるものとする。

(土地所有者の責務)

第12条 補助金の交付を受ける危険空家の所在する土地の所有者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 解体撤去工事完了の日以後、当該土地を適切に管理すること。
- (2) 第5条第3項の規定による安全対策上必要な措置の経費について補助を受けた場合、当該補助を受けた日から1年以内に解体撤去工事を行うように努めること。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成27年12月17日告示第212号）

1 この要綱は、平成27年12月17日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に存する様式は、当分の間、必要な修正をしてこれを使用することができる。

別表第1（第3条関係）

判断基準	評点区分	評定項目	評定内容	点数	最高評点	
①建築物	構造一般の程度	①基礎	ア	・構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	60
			イ	・構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	15	
		②外壁	・外壁の構造が粗悪なもの	5		
	1 構造腐朽又は破損の程度	③基礎、土台、柱又ははり	ア	・構造躯体の不同沈下が軽微にあるもの ・木造の場合、1階の傾斜が1/60以下にあるもの ・鉄骨造の場合、傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合1/100以下、傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合1/200以下あるもの ・鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、建築物全体の傾斜が1/60以下あるもの	5	
			イ	・構造躯体の不同沈下として著しい床、屋根の落ち込み、浮き上がりのあるもの ・基礎の破損が部分的にあるもの ・木造の場合、1階の傾斜が1/60～1/20あるもの ・鉄骨造の場合、傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合1/100～1/30、傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合1/200～1/50あるもの ・鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、建築物全体の傾斜が1/60～1/30あるもの ・腐食・蟻害により一部の断面欠損があるもの	15	
			ウ	・構造躯体の不同沈下として小屋組み込みの破壊、床全体の沈下のあるもの ・基礎の破損が著しい（破壊あり）のもの	35	

			<ul style="list-style-type: none"> の ・木造の場合、1階の傾斜が1/20超あるもの ・鉄骨造の場合、傾斜を生じた階の上の階数が1階以下の場合1/30超、傾斜を生じた階の上の階数が2階以上の場合1/50超あるもの ・鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、建築物全体の傾斜が1/30超あるもの ・腐食・蟻害により著しい断面欠損があるもの 		
		④外壁	ア	・仕上げ材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	10
			イ	・外壁の仕上げ材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	15
		⑤屋根	ア	・屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	10
			イ	・屋根ぶき材料に著しい剥落のあるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したものの又は軒の部材が垂れ下がったもの	15
			ウ	・屋根が著しく変形したもの	25
2	防火又は避難上の構造の程度	①外壁	ア	・道路又は隣地に建物のある敷地境界線より3メートル以内に可燃性の部材による外壁があるもの	5
			イ	・道路又は隣地に建物のある敷地境界線より可燃性の部材による外壁の壁面数が3以上あるもの	10
		②屋根	・屋根が可燃性材料でふかされているもの	5	
3	落下、飛散危険物	①落下物(建築物)	・窓枠・窓ガラス・戸・庇・屋外階段・戸袋等、評点区分1の項目に無い建築物の一部が落下しそうなもの	10	
		②落下物(付属物)	・看板・機器類・アンテナ等、建物本体に附属するものが落下しそうなもの	10	
		③屋根	・建築物の部材が風により近隣敷地まで	10	

				飛散しそうなもの		
② 周辺 状況 等	4	周 辺 環 境		・住宅密集地にあるもの（半径50メートル以内に15戸以上の家屋があること。）	30	30
				・公共施設、公園が近隣にあるもの	10	10
				・交通量の多い道路（市道等）に面しているもの	10	10
			ア	・歩道に面しているもの	5	10
			イ	・通学路に面しているもの	10	
	5	不 法 侵 入		・不特定の者に容易に侵入され、犯罪、火災等を誘発する恐れがある状態にあるもの	10	10
	6	そ の 他		・人口集中地区（D I D）であるもの	10	15
				・周囲の建物と著しく不調和な状態であるもの（草木の繁茂など）	5	
			・小動物、シロ蟻等の住みかとなっているもの	5		

備考 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評定は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。